

## 東京都立病院倫理委員会設置要綱

平成17年5月20日  
17病経総第56号  
本部長決定

## (目的)

第1 東京都病院経営本部が所管する都立病院において行う医療、医学研究及び医学教育等が倫理的配慮のもとに行われ、もって患者等の人権及び生命の擁護に寄与することを目的として、東京都病院経営本部に、東京都立病院倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 委員会は、都立病院で行われる医療、医学研究及び医学教育等に関し、倫理上の配慮を求められる次の事項について審議する。

- 1 病院長が各都立病院倫理委員会で審議した結果、さらに委員会で審議を要すると判断し申請した事項
- 2 都立病院の職員が、所属する病院の倫理委員会に申請して、不受理となった事項及び審議結果に疑義を生じた事項で、第5に規定する委員長が必要と認めた事項
- 3 都立病院の院長及び職員から申請がない場合において、第5に規定する委員長が必要と認めた事項
- 4 新しい医療、医学研究等、重要な問題について、その基本方針又はガイドラインの設定等に関する事項
- 5 職員の医療上の倫理にかかわる調査、教育及び研修に関する事項
- 6 第15の規定により、再審議の申請があった場合において、第5に規定する委員長が必要と認めた事項

## (組織)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員は病院経営本部長が委嘱又は任命する。

- 1 学識経験者 7名
- 2 都立病院院長等 3名

## (任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

( 審議の方針 )

第 6 委員会は、医学的、倫理的及び社会的な観点等から、次の事項に留意して、調査検討し、審議する。

- 1 医療、医学研究及び医学教育等の対象となる患者等の人権の擁護に関すること。
- 2 医療、医学研究及び医学教育等によって生じる患者への不利益及び安全性に関すること。
- 3 患者に対する医療、医学研究及び医学教育等の内容の説明及び同意に関すること。
- 4 医学上の貢献度の予測に関すること。

( 会議の開催 )

第 7 委員会は、第 2 に規定する審議事項が生じた場合に随時開催する。

( 会議の成立 )

第 8 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員が、審議の申請者になった場合は、その審議に加わらないものとする。

( 会議の議決 )

第 9 会議の議決は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の合意をもって決することができる。

( 委員以外の出席 )

第 10 委員会は、審議の申請者に委員会への出席を求めて、申請内容等の説明及び意見を聴取することができる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

( 会議及び会議録の公開 )

第 11 会議及び会議録は原則公開する。ただし、次の事項に該当する場合は、出席委員の過半数による議決により、これを公開しないことができる。

- 1 患者のプライバシー保護に支障が生じる場合
- 2 医学研究上及び医学教育上の秘密の保護に支障が生じる場合
- 3 医学研究上及び医学教育上の独創性の保護に支障が生じる場合
- 4 知的財産の保護に支障が生じる場合
- 5 その他審議内容の公開により支障が生じる場合

( 審議の申請者 )

第 12 審議の申請者（以下「申請者」という。）は、都立病院の院長とする。

ただし、都立病院の職員が、所属する各病院の倫理委員会に申請して、不受理となった事項及び審議結果に疑義を生じた事項については、都立病院の職員が申請者となることができる。

( 審議の申請方法 )

第 13 申請者は、様式 1 に定める「倫理問題審議申請書」に必要事項を記入し、医療、医学研

究若しくは医学教育等の実施計画書を添えて委員長に提出しなければならない。

( 審議結果の通知 )

第 14 委員長は、審議終了後速やかに、様式 2 に定める「審議結果通知書」により、申請者に通知しなければならない。ただし、申請のない場合においては、当該病院長に通知するものとする。

2 委員長は、審議結果に必要な意見を付して、病院経営本部長に報告する。

( 再審議の申請 )

第 15 申請者は、審議の結果通知を受けた後、さらに審議を希望する場合は、様式 3 に定める「倫理問題再審議申請書」に必要事項を記入し、関係資料を添えて、委員長に提出し、再審議の申請を行うことができる。

( 専門委員会 )

第 16 委員会は、専門的事項を調査・検討するため、必要な期間、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長及び委員は、委員会委員、当該専門の事項に関する学識経験者及び都立病院の職員の中から、病院経営本部長が委嘱又は任命する。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席をもって会議を開くものとする。

4 専門委員会の会議及び議事録は原則公開する。ただし、次の事項に該当する場合は、出席委員の過半数による議決により、これを公開しないことができる。

(1) 患者のプライバシー保護に支障が生じる場合

(2) 医学研究上及び医学教育上の秘密の保護に支障が生じる場合

(3) 医学研究上及び医学教育上の独創性の保護に支障が生じる場合

(4) 知的財産の保護に支障が生じる場合

(5) その他審議内容の公開により支障が生じる場合

5 専門委員会の委員長は、その調査検討結果を委員会に報告する。

6 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門委員の出席を求めて、審議に加えることができる。ただし、専門委員は、審議の議決に加わることはできない。

( 庶務 )

第 17 委員会の庶務は、経営企画部総務課において処理する。

( 雑則 )

第 18 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 20 日から施行する。

様式第 1

## 倫理問題審議申請書

年 月 日

東京都立病院倫理委員会委員長 殿

申 請 者

所 属

職

受付番号

氏 名

印

1 審 議 対 象	医 療      医学研究      医学教育      その他
2 課 題 名	
3 申請案件の目的及び概要	
4 特に審議を希望する点	
5 医療、医学研究、医学教育等の対象及び実施場所	
6 審議の緊急性	
7 医療、医学研究及び医学教育等における倫理的配慮 (1) 医療、医学研究及び医学教育等の対象となる患者の人権の擁護について	

(2) 医療、医学研究及び医学教育等によって生じる患者への不利益及び安全性について

(3) 患者に対する医療、医学研究及び医学教育等の内容の説明及び同意の方法について

(4) 医学上の貢献度の予測について

(5) その他

8 院内委員会の検討経過及び検討結果

9 医療、医学研究及び医学教育等の実施責任者及び実施分担者

責 任 者	所属	分 担 者	所属
	職		職
	氏名 _____		氏名 _____

10 会議の非公開を希望する場合の理由

11 その他

様式第2

## 倫理問題審議結果通知書

年 月 日

申請者

殿

東京都立病院倫理委員会委員長

受付番号 \_\_\_\_\_

課題名 \_\_\_\_\_

実施責任者名 \_\_\_\_\_

さきに申請のあった上記課題に係る \_\_\_\_\_ についての審議結果を下記のとおり通知します。

審 議 結 果	
------------------	--

審  
議  
經  
過

様式第3

## 倫理問題再審議申請書

年 月 日

東京都立病院倫理委員会委員長 殿

申請者

所属

職

受付番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

課題名 \_\_\_\_\_

年 月 日付けの貴委員会の審議結果について、疑問点がありますので、再審議を申請いたします。

疑問点及び再審議を申請する理由